

佐賀市告示第177号

佐賀市屋外広告物条例（平成19年佐賀市条例第30号。以下「条例」という。）第7条、第8条及び第10条の規定に基づき、禁止地域、禁止物件、適用除外広告物等を次のとおり指定し、平成26年11月1日から適用することとしたので、条例第36条の規定により告示する。

なお、佐賀市における屋外広告物の禁止地域、禁止物件、適用除外広告物等の指定に係る告示（平成20年佐賀市告示第41号）は、平成26年10月31日限り廃止する。

平成26年11月1日

佐賀市長 秀 島 敏 行

1 条例第7条第1項第2号の規定により市長が指定する範囲

種別	文化財の名称	所在地	指定する範囲	規制地域区分
重要文化財	与賀神社楼門1棟、三の鳥居及び石橋2基	与賀町	与賀神社の社域	第1種禁止地域
史跡	大隈重信旧宅	水ヶ江二丁目	大隈重信旧宅の敷地	
	三重津海軍所跡	川副町	別図1のとおり	

2 条例第7条第1項第3号の規定により市長が指定する範囲

種別	文化財の名称	所在地	指定する範囲	規制地域区分
佐賀県重要文化財	香椎神社四脚門1棟	久保田町大字徳万	香椎神社の社域	第1種禁止地域
	石造肥前鳥居慶長八年の銘あり1基	本庄町大字本庄	本庄神社の社域	
	銅造明神鳥居寛永十七年の銘あり1基	諸富町大字大堂	大堂神社の社域	
	実相院仁王門1棟	大和町大字川上	実相院の院域	

佐賀県 天然記 念物	佐嘉城趾の楠（群）	城内一丁目、 城内二丁目、 水ヶ江一丁目 及び松原二丁 目	当該楠の樹冠の 投影面の土地
	与賀神社の楠 1 株	与賀町	与賀神社の社域

3 条例第7条第1項第9号及び第10号の規定により市長が指定する区間及び区域

路線名等	指定する区間		指定する区域	規制地域区分
	起点	終点		
J R長崎本線	市街化区域外の区間		鉄道敷から100 m以内の区域	第2種禁止地 域
九州横断自動車 道	市内の区間		路端から100 m以内の区域	
国道263号	福岡県との境 界地点	バイパス区間 の北側分岐点	路端から100 m以内の区域	
国道323号	市内の区間		路端から100 m以内の区域	
国道444号	佐賀福富道路の市内の区間		路端から100 m以内の区域	
県道佐賀空港線	市街化区域外の区間		路端から100 m以内の区域	
県道佐賀川副線	国道444号 との交点	終点	路端から100 m以内の区域	
都市計画道路 1・4・1号西 寺井三重線	全区間		路端から100 m以内の区域	
都市計画道路 1・4・2号下 古賀嘉瀬線	全区間		路端から100 m以内の区域	
都市計画道路 1・4・1号福 富南里線	全区間		路端から100 m以内の区域	

4 条例第7条第2項の規定により市長が指定する区域

次に掲げる要件を全て満たす交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。）に係る道路の区域のうち当該交差点に係る停止線及びその延長線から当該交差点の外側に向かって30mの

距離内の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の路端から20m以内の区域

(1) 次の道路の区間にある当該道路と車線の数2以上の道路との交差点

路線名	区 間	
	起 点	終 点
国道34号	市内の区間	
国道207号	市内の区間	
国道208号	市内の区間	
国道263号	国道323号との交点	終点
国道264号	市内の区間	
国道444号	市内の区間	
県道佐賀停車場線	全区間	
県道松尾佐賀停車場線	国道264号との交点	終点
県道薬師丸佐賀停車場線	県道佐賀川副線との交点	終点
県道佐賀環状東線	全区間	
県道佐賀脊振線	起点	国道34号との交点
県道西与賀佐賀線	県道東与賀佐賀線との交点	終点
県道東与賀佐賀線	国道208号との交点	県道西与賀佐賀線との交点
県道佐賀外環状線	国道207号との交点	小城市との境界地点
県道佐賀川副線	全区間	
県道佐賀空港線	全区間	
市道1号大財新家線	起点	市道14号新家線との交点
市道2号大財神野町線	全区間	
市道3号東高木線	国道34号との交点	終点
市道4号水ヶ江町新郷線	全区間	
市道7号城内船津線	起点	国道208号との交点
市道13号草場幹線	全区間	
市道14号新家線	市道13号草場幹線との交点	市道1号大財新家線との交点
市道16号三溝線	全区間	
市道32号角目増田線	起点	市道34号植木増田線との交点

市道1001号駅前 中央一号線	全区間
--------------------	-----

(2) 信号機のある交差点

5 条例第8条第1項第5号及び7号の規定により市長が指定するもの

次に掲げる道路の区間で、当該道路の区域内及び路端から10m以内の区域に存するもの

路線名	区 間	
	起 点	終 点
国道34号	市道3号東高木線との交点	市道508号総合運動場西線との交点
国道207号	起点	新高橋の東端
国道263号（車線の数が4以上の区間に限る。）	九州横断自動車道との交点	終点
国道264号	起点	県道佐賀脊振線との交点
県道佐賀停車場線	全区間	
県道佐賀空港線	全区間	
県道西与賀佐賀線	県道東与賀佐賀線との交点	終点
県道東与賀佐賀線	国道208号との交点	県道西与賀佐賀線との交点
市道7号城内船津線	起点	国道208号との交点
市道16号三溝線	全区間	

6 条例第10条第1項第5号の規定により市長が指定するもの

- (1) 公園の施設
- (2) 児童遊具施設
- (3) 防犯灯及び街路灯
- (4) カーブミラー
- (5) ベンチ
- (6) ごみ箱
- (7) フラワーポット

7 条例第10条第2項第4号の規定により市長が指定する催し等

- (1) 地域で旧来から行われている祭、行事及び催し
- (2) 記念祭、盆踊り、花火大会及びスポーツ大会
- (3) 入学式、卒業式、運動会、学園祭等の学校行事
- (4) 政治活動又は宗教活動のための集会、行事及び催し
- (5) 労働運動、人権運動又は平和運動のための集会、行事及び催し

(6) 前2号に掲げるもののほか、市民運動、市民活動、社会運動又は社会活動のための集会、行事及び催し

(7) 人、動物等の搜索